令和5年度結婚新生活支援事業補助金

# 新婚生活応援します

これから夫婦として新生活をスタートする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

| | | |
|---|---|---|
| **対象となる世帯** | (1)次のすべての要件を満たす人<br>・令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦<br>・夫婦ともに婚姻日時点で満39歳以下<br>・夫婦の所得の合計が500万円未満（目安：年収約680万円未満）<br>・夫婦ともにライフプランセミナーを受講<br><br>**ライフプランセミナーについて**<br>このセミナーは、(公財)いきいき岩手支援財団が運営しております。<br>令和5年度は、会場受講とオンラインで回開催する予定です。<br>開催予定は、いきいき岩手結婚サポートセンター<br>ライフプランセミナー事務局のHPに掲載されています。<br><br>(2)令和4年度釜石市結婚新生活補助金事業による補助金を受給した夫婦であって、その受給額が一世帯当たりの補助金上限額に達しなかった夫婦 | |
| **対象となる費用** | 新居の住宅費用 | ①新居の購入費<br>※土地購入費は除く<br>②新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料等<br>③リフォーム費用<br>※修繕、増築、改築及び設備更新など<br>※(2)の夫婦については③は対象外 |
| | 新居への引越費用 | ④引越業者や運送業者に支払った引越費用 |
| **補助金額** | (1)の夫婦の場合<br>婚姻日に夫婦どちらも満39歳以下・・・上限30万円<br>婚姻日に夫婦どちらも満29歳以下・・・上限60万円<br>(2)の夫婦の場合<br>上記当該額から令和4年度に受給した補助金額を差し引いた額を上限とする。<br>※令和4年度に対象とした費用の金額は除く | |
| **申請期間** | 令和6年3月31日まで | |
| **必要書類**<br>**（必ずご提出ください）** | □ 交付申請書<br>□ ご夫婦の住民票<br>□ ご夫婦の戸籍謄本　※(2)の夫婦は除く<br>□ ご夫婦の所得証明書、納税証明書<br>□ ライフプランセミナーの受講証明書　※(2)の夫婦は除く<br>□ 振込口座が確認できる通帳など | |
| **（①住宅取得の方）** | □ 取得住宅の工事請負契約書、売買契約書、領収書 | |
| **（②住宅賃貸の方）** | □ 賃貸借契約書、領収書<br>□ 住宅手当支給証明書 | |
| **（③リフォームされた方）** | □ リフォーム費用の契約書 | |
| **（④引越された方）** | □ 引越費用にかかる領収書 | |
| **（奨学金を返済している方）** | □ 貸与型奨学金の返済を証するもの | |

**市HPはこちら**

**【問い合わせ】総合政策課オープンシティ推進室　TEL：0193-27-8463**